第212回 電力・ガス取引監視等委員会【第１部 公開開催】

議事録

日 時：令和元年6月13日(木)10:00～10:35

場 所：経済産業省 別館1階103－105会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、北本委員、圓尾委員

○八田委員長　　それでは、ただいまから第212回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は議事次第にあるとおりですが、議題に入る前に資料の取り扱いについて事務局からご説明をお願いいたします。

○都築総務課長　　第２部の３つの議題につきましては個別の民間企業の情報を取り扱うことから、これら議事については委員会として必要とご判断された場合には非公開とし、議事要旨を後日、委員会ホームページに掲載することとしたいと思います。

会議資料について情報公開請求された場合には、その対応について改めて相談することとさせていただければと思います。

以上、委員会としてご判断いただければと思います。

○八田委員長　　それでは、議事次第に第２部として記載されているものについては、非公開としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

では、ご異存ないと認めます。

それでは、議題に入らせていただきます。議題１「一般送配電事業者の兼業認可について」、これは恒藤課長からご説明をお願いいたします。

○恒藤ＮＷ事業監視課長　　３ページ、資料３でございます。画面に出ている紙でございます。

まず１．経緯のところをごらんくださいませ。改正電気事業法におきましては来年度以降、一般送配電事業者は小売電気事業または発電事業を営んではならないということにされてございます。いわゆる送配電部門の分社化を行わなければならないとさ

れているわけでございます。ただ、引き続き分社化をしないということが、その供給区域内の電気の使用者の利益を確保するため特に必要であるとして経済産業大臣の認可を受けた場合には、送配電部門の分社化をしなくていいとされているところでございます。

今般、６月５日付で沖縄電力株式会社から経済産業大臣に対しましてこの認可の申請がございまして、12日付で当委員会に意見の求めがあったところでございます。先方からの申請書は後ろの８ページからついておりまして、９ページから先方から出された理由書と参考資料がついております。

法的分離における沖縄電力の取り扱いにつきましては、昨年５月に私ども監視等委員会の制度設計専門会合で議論がなされておりまして、当時の制度設計専門会合の資料でございますが、約１年前に制度設計専門会合で議論されて、沖縄電力につきましては送配電部門を別会社化しないことを認めることが適当であろうという整理がなされてございます。今回正式に沖縄電力から申請がございましたので事務局で改めて精査いたしましたが、１年前の制度設計専門会合の結論を変えるような状況変化はないというように判断してございます。

したがいまして、この申請のとおり申請内容について認可を行うことに特に問題はないと考えられますので、次、６ページの案のとおり認可を行うことに異存はないという旨、回答したいと考えてございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○八田委員長　　ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に関してご質問、ご意見ございませんでしょうか。どうぞ、圓尾委員。

○圓尾委員　　これ、最初は、この委員会が立ち上がる前の制度設計ワーキングで議論したときに私もいたのですけれども、そのとき申し上げたのは、沖縄電力は本土並みの料金を何とか維持するということのためにいろいろなコストダウンの工夫を重ねてこられた。ＦＣＣ、Ｃ重油の導入であったり、可動式の風力であったりいろいろなことをされてきた。小さい電力会社ではあるけれども、それでもあのぐらいの規模があるから取り組めたことがいろいろあって、さらにここから細分化してしまうと、そういう効率化への取り組みの手数を縛ってしまうことにならないかというのを懸念して、これが適当ではないかというのをそのとき申し上げました。そのほかに系統の運用上の問題だとかいろいろな意見が出てこういう結論になったわけで、今回について

は全然異論がないですけれども、当然ネットワークの使用状況だとか、今後再エネが入ったりだとかいろいろな技術の進歩もあると思いますので、沖縄電力は未来永劫ネットワーク網の分離化を適用しないという形で置かれるのではなくて、状況の変化に応じて、これを引き続き認めていいのかどうかというのは、きちっと議論していくべきではないかと思っていますということです。

○八田委員長　　ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

○稲垣委員　　私も全く同じ論点について、同じ意見です。兼業認可をしますと、いつまでという時限的な認可にはなっていないわけなのですけれども、状況の変化に応じて当然見直すというのは法制度の前提となっていることを前提にして、今回はこれでお願いしたいというのは全く同じ論点でございます。

それから法律上の要件は使用者の利益ということが大事なので、説明資料の中ではそのために必要な一体運用という状況が説明されていますけれども、判断にあってはそこのところが十分考慮されたということを承知しておりますので、その前提で了とするということだと思います。

以上です。

○八田委員長　　ほかにございませんか。では私からもつけ加えれば、お２人の委員のご意見に全く賛成なのですが、将来見直すことがある条件としては、１つは本土の価格との乖離が余りにも大きくなるようなことは当然避けなければいけないことだと思いますし、もう１つは、これはある程度21年の改革以降やっていくべきことだと思いますが、外国で沖縄くらいのサイズの国だとか島でどのような規制をしているかということはゆっくり調べて、それが適用できるか。あるいは沖縄のほうがパイオニアとしてやれるならば、そこの検討というのも、本土のほうがきちっと落ちついたらやっていくべきではないかなと思います。

ほかにございませんか。

（質問、意見等：なし）

それでは、ただいまの議論を踏まえた上で事務局から説明があったとおり認可することに異存がない旨、回答することにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、そのようにいたします。

次は、議題２です。「電力広域的運営推進機関の業務規程・送配電等業務指針の変更について」、これも恒藤課長からお願いいたします。

○恒藤ＮＷ事業監視課長　　資料４、28ページでございます。広域機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更についてでございます。６月５日付で広域機関より経済産業大臣に対しまして、業務規程及び送配電等業務指針の変更について認可申請がございまして、11日付で大臣から意見の求めがございました。

今回の主な変更内容は28ページの２．に記載のとおりでございまして、まず来年度から容量市場を導入するための変更。その他の変更といたしまして系統情報の公表について、公表内容をより機動的に変更できるようにするための変更。もう１つは、こととしの11月から出てまいりますＦＩＴ期間満了となる低圧ＦＩＴ。いわゆる卒ＦＩＴについても、広域機関のスイッチングシステムの対象にするための変更。こういった内容となってございます。

この改正、いずれも国の審議会等で決まった、国の方針に基づいた改正となってございます。具体的内容は後ろの新旧対照表をみていただきたく存じますが、まず業務規程の新旧は35ページからついてございます。

主な内容は39ページでございますが、32条の２というところから容量市場関係の改正内容となっておりまして、容量市場を新しくつくるということですので、条文を新設するということで32条の２からずっと下の、新しく条文はつくると。50ページの32条の46まで新たに条文を新設するという改正になってございます。この内容につきましては事務局におきまして、これまで国の審議会及び広域機関の容量市場の検討会において決定されてきた内容に沿ったものであるということは確認してございます。

その下、60ページからでございますが、系統情報の公表の関連のところでございます。これまでは左側のように広域機関が公表する内容は業務規程に細かく規定がされていたわけでございますが、これは国のガイドラインに基づいて書き込んでおりまして、今後は国のガイドラインの改正があった場合にはより速やかに対応できるように業務規程に全部書くのではなくて、国のガイドラインに基づいて理事会で決めるという形に改正するものでございます。

以上が業務規程の改正内容でございます。

次に、飛んで68ページから送配電等業務指針の新旧対照表がついてございます。

こちらについても、この下、71ページの15条の２というところから容量市場関係の規程を新設するという改正になってございまして、ずっと下がって76ページの真ん中あたり、15条の19というところまで容量市場の関係の条文を新しく新設いたします。この内容につきましても、国の審議会等の内容を反映したものであるというのは事務局で確認してございます。

また98ページまで飛んでいただくと、同じように系統情報の公表の関連のところがございます。これについても、今後は国のガイドラインに基づいてやりますという書きぶりに改正いたします。

それから100ページ以降に、幾つか低圧卒ＦＩＴ関係の改正の内容がございます。先ほど申し上げましたとおり、卒ＦＩＴについてもスイッチング支援システムで取り扱うことができるように改正するという内容でございます。

その他の部分では、文言の修正をこの機会にあわせてかなり行うということで、但しの漢字を平仮名にするとか、こういう改正がたくさん盛り込まれてございます。

以上が今回の改正内容でございまして、いずれも審査基準に照らして特段の問題はないというように事務局としては判断してございます。

これを踏まえまして、31ページの案のとおり認可することに異存はない旨、回答したいと考えてございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○八田委員長　　ありがとうございました。

それでは、今の説明に関するご質問、ご意見ございませんでしょうか。

（質問、意見等：なし）

特にご意見がないようですので、今事務局から説明があったとおり認可することに異存がない旨、回答することにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、議題３「電力広域的運営推進機関の財務諸表等の承認について」、これも恒藤課長からご説明をお願いいたします。

○恒藤ＮＷ事業監視課長　　申しわけありません、かなり飛んでいただく必要がございまして、246ページでございます。広域機関の財務諸表等の承認についてでございます。

冒頭の趣旨のところに記載してございますが、広域機関から経済産業大臣に対しまして電気事業法の規定に基づき昨年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書というものが６月５日付で提出されておりまして、その承認の申請があった。それについて当委員会に11日付で意見の求めがあったところでございます。

なお、経済産業省内部で手違いがございまして、実はその前の２年分について当委員会に意見の求めが来ておらなかったということが判明してございまして、今回それらについてもあわせて意見の求めが来てございます。

２．をごらんいただけますでしょうか。246ページの真ん中あたりでございます。事務局で審査した結果を記載してございます。

まず財務諸表関係でございますが、審査基準に基づきまして財務諸表等が広域機関の財務及び経営状況を的確に把握する上で適正かつ妥当であるかという点に関しまして、ここに記載の３点について確認してございます。収入支出決算が前年度開始前に認可された収入支出予算と同一の区分により適正に作成されているか。債務に関する計算書が認可された限度額の範囲内において負担した債務の金額を事項ごとに適正に作成されているか。そして予算の実施結果が適正に作成されているかというところを確認し、いずれも適正に作成していると認められているというように判断してございます。また、その他妥当性を欠くと考える特段の記載はございませんでした。

なお、広域機関が財務諸表を提出する際には監事の意見書を添付することにされてございまして、後ろに監事の意見書がついてございます。その意見書にも適正に表示していることを認めますと記載されていることは確認してございます。

それから事業報告書でございますが、これにつきましても審査基準に基づきまして、事業年度前に認可された事業計画に掲げた事業項目ごとに、その年度に広域機関が実施した事業内容が適切に記載されているかということを確認いたしまして、しっかりと記載されていることを確認してございます。また、その他妥当性を欠くと考える特段の記載はございませんでした。

ということで247ページでございますが、委員会として後ろにつけてございます案のとおり承認することに異論がない旨、回答したいと。案は250ページからつけてございますが、この案のとおり承認することに異存はない旨の回答をしたいと考えてございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○八田委員長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明内容についてご質問、ご意見ございませんでしょうか。北本委員。

○北本委員　　ご報告ありがとうございました。

資料の中で、以前も委員会で予算の承認の手続があったかと思いますけれども、今回は決算の結果が予算との比較で翌年度の支出への繰り越しになっていますと。予算を立てられるに当たりましては、これらの繰り越しの理由等を確認されて予算をつくられていると思いますが、当委員会においても来年度の予算を承認する際には、その予算の乖離内容をどのようにチェックして策定されたかというところを、引き続き確認していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○八田委員長　　ありがとうございました。

ほかにご意見ございませんでしょうか。私は、これはこれでいいと思いますし、今北本委員がおっしゃったことに賛成なのですが、来年以降の話ですけれども、どうしてもこれだけの数字をみせられて承認するということになると実態的な捕捉が直感的にいかないので、ある意味では１つの項目は人件費、ソフトウェアというような分類でグラフで分割。もう１つの項目は事業の内容ごとに、例えば容量市場の割合はどのくらいで、それからほかの系統運用に関することはどうだというようなことがグラフでわかり、もしできれば前年との比較もあるというようなことを、来年はそのようにしていただけると事業内容がよりよくわかるのではないかと思います。

○恒藤ＮＷ事業監視課長　　また次年度の予算を議論するときがございますので、そのときに今の委員長のご意見も踏まえて分析をしてまいりたいと思います。

○八田委員長　　ほかにご意見ございませんか。

（質問、意見等：なし）

それでは、事務局から説明があったとおりこの案を承認することに異存がない旨、回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異存がございませんでしたので、このとおり経産大臣に回答することにいたします。

本日、第１部で予定されていた議事は以上ですが、ほかに何かございますでしょうか。

○都築総務課長　　冒頭に申し上げましたけれども、この後は非公開となりますので、

一般傍聴の皆様方におかれましては、こちらでご退室をいただければと思います。

○八田委員長　　それでは、これをもちまして第１部を終了いたします。どうもありがとうございました。

――了――